

- 問題1. 外為法第48条第1項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の(A)は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定されている。(A)には、「居住者」が入る。
- 問題2. 本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の2の項に関連する貨物を中国のメーカーYから輸入し、米国などで販売する予定である。輸出令別表第1の2の項は、NSG(原子力供給国グループ)の規制であるから、同サイトにある英文の規制リストを参考に中国のメーカーYに該非を確認するとよい。
- 問題3. 外為令別表の1の項は、「輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」と規定されている。したがって、「輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るプログラム」は外為令別表の1の項に該当しない。
- 問題4. 本邦にあるメーカーXは、横須賀にある在日米軍基地に輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路(総価額200万円)を修理用の部品として納品する予定である。この場合、輸出にあたるので、輸出許可が必要である。
- 問題5. 本邦にある貿易会社Xは、レバノンにあるメーカーYから、輸出令別表第1の16の項に該当する無機繊維1トンの注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器であるマシンガンの製造に使うと電子メールで連絡を受けた。この場合、貿易会社Xは、通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たすので、輸出許可申請が必要である。
- 問題6. 外国ユーザーリストは、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に関するリストである。
- 問題7. 本邦にある貿易会社Xは、先月、ニューヨーク支店を開設した。当該ニューヨーク支店は、法人として「非居住者」にあたる。
- 問題8. 本邦にあるメーカーXは、米国にある子会社に自転車部品製造のため、輸出令別表第1の15の項(1)に該当する無機繊維(総価額4万円)を輸出する予定である。この場合、メーカーXは、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

- 問題 9. 本邦にあるメーカー X は、来年から毎月、シンガポールにある子会社 Y 向けに輸出令別表第 1 の 6 の項 (2) に該当する数値制御工作機械の輸出を予定している。この場合、一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を取得すると良い。
- 問題 10. 本邦にあるメーカー X は、輸出令別表第 1 の 2 の項 (12) に該当する測定装置 1 台を取得している特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を適用して、韓国にあるメーカー Y に輸出した。この場合、メーカー X は、この輸出に関する資料を輸出時から少なくとも 7 年間保存しなければならない。
- 問題 11. 本邦にあるメーカー X は、米国にあるメーカー Y から製造請負の引き合いを受け、外為令別表の 2 の項に該当する設計図面 α を入手した。自社で製造が可能か検討したが製造コストが見合わないため、断念することにした。メーカー X は、来週、国際郵便で設計図面 α をメーカー Y に返却する予定であるが、この場合、役務取引許可は不要である。
- 問題 12. 本邦にあるメーカー X は、6 ヶ月前に米国にあるメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 6 の項 (7) に該当するロボット α (総価額 300 万円) を輸入したが、故障したため、修理のためにメーカー Y に送り返す予定である。この場合、メーカー X は、無償告示により輸出許可は不要である。
- 問題 13. 外為法第 55 条の 10 第 1 項では、「全ての輸出者等は、輸出者等遵守基準を定めなければならない。」と規定している。
- 問題 14. ワッセナー・アレンジメント (WA) は、地域紛争防止の観点から、通常兵器の過度な蓄積の防止を目的としている。
- 問題 15. 本邦にある貿易会社 X は、本邦にあるメーカー Y より、製品 α を購入し、該非判定書を手に入れたところ、リスト規制非該当と記載があったので、そのまま該非判定書を再チェックすることなく、輸出した。輸出後、メーカー Y から、製品 α は、輸出令別表第 1 の 4 の項に該当することが判明したと連絡があった。この場合、外為法違反に問われるのは、メーカー Y であって、貿易会社 X ではない。

- 問題 16. 本邦にあるメーカー X が、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2) 3 に該当する遠心分離機 1 台をコロナウィルス研究に用いる米国の大学 Y 向けに輸出する場合、輸出許可は不要である。
- 問題 17. 輸出許可の具体的な申請先や具体的に必要な書類は、役務通達で規定されている。
- 問題 18. タイからの留学生 X は、来日から 5 ヶ月を経過した。この場合、留学生 X は、非居住者として取り扱われる。
- 問題 19. 外為法等遵守事項では、子会社及び関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うことが求められている。
- 問題 20. 輸出許可申請書に記載の経由地とは、貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所をいう。
- 問題 21. 特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可で輸出できる規制対象貨物は、輸出令別表第 1 の中欄に掲げられている全ての規制対象貨物である。
- 問題 22. 一般包括許可及び特別一般包括許可の申請先は、経済産業省の安全保障貿易審査課である。
- 問題 23. 本邦にある貿易会社 X は、タイにあるメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する炭素繊維を購入し、パキスタンにあるメーカー Z に売却する予定である。当該炭素繊維は、タイのメーカー Y からパキスタンのメーカー Z へ直接輸出される。貿易会社 X は、メーカー Z を調べたところ、外国ユーザーリスト掲載企業であることが判明したが、用途はエアコンの部品製造と確認できている。この場合、貿易会社 X は、外為法第 25 条第 4 項の仲介貿易取引許可の申請は不要である。
- 問題 24. 経済産業大臣は、外為法第 53 条第 1 項に基づき、外為法第 48 条第 1 項に違反した者に対し、行政制裁を科すことができる。

問題 25. 本邦にある X 大学の甲教授は、海外の学会で、外為令別表の 9 の項に該当する暗号通信技術について講演をする際、参加者が特定の大学の研究者に限定されていたとしても、役務取引許可は不要である。

2021年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第54回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
輸出令別表第4	イラン、イラク、北朝鮮
リスト規制該当貨物(技術)	輸出令別表第1(外為令別表)の1から15までに該当する貨物(技術)をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物